

千葉市学校職員勤務時間取扱要領

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する職員の勤務時間、休日及び休暇については、千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 39 年千葉市条例第 8 号）、千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年千葉市規則第 20 号）及び千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成元年千葉市教育委員会規則第 10 号）に定めるもののほか、この要領により実施することとする。

（勤務時間の割振り及び休憩時間）

- 第 1 条 校長は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、38 時間 45 分を 1 日 7 時間 45 分となるように、公務の運営上の事情及び業務の必要性を勘案して勤務時間を割振り、教育長に報告する。
- 2 校長は、公務の運営上の事情及び業務の必要性を勘案して、勤務の途中に 1 時間の休憩時間を定め、教育長に報告する。この場合において、特に必要と認めるときは、休憩時間を 45 分に短縮することができる。

（特別の形態による割振り）

第 2 条 校長は、学校運営上特に必要がある場合であって次の各号に掲げるものに該当するときは、千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 3 条の規定により、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定に基づき短時間勤務をすることとなった職員を含む。）については、千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下、「条例」という。）第 2 条第 2 項に規定する 1 週間当たりの勤務時間とし、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項の規定に基づき採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下、「定年前再任用短時間勤務職員」という。）については、条例第 2 条第 3 項に規定する 1 週間当たりの勤務時間とする。ただし、1 日の勤務時間が 11 時間 45 分を超えないものとする。）となるように割振ることができる。この場合において、勤務の途中に 1 時間の休憩時間を与えるものとする。

- (1) 修学旅行等、宿泊を伴う学校行事において児童生徒を引率する業務に従事するとき
- (2) 避難所運営に関連する業務に従事するとき
- (3) 教育委員会が定める対外運動競技等において児童生徒を引率する等の業務に従事するとき

（定年前再任用短時間勤務職員の半日の計算）

- 第 3 条 教育職給料表の適用を受ける者であって、定年前再任用短時間勤務職員であるものの 1 日の勤務時間が 3 時間 55 分の日又は 3 時間 50 分の日は、条例第 5 条に規定する半日勤務時間とみなす。
- 2 千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 6 条の規定により半日とする教育長が別に定める 1 日の勤務時間が 4 時間未満の日は、前項に規定する 1 日の勤務時間が 3

時間 55 分の日又は 3 時間 50 分の日とする。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。